

2018 December

# MONTHLY REPORT

# 12月

保証月報



沖縄県信用保証協会  
Okinawa Credit Guarantee Corporation

## 《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

### 保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

\*\*\* 月報をご覧くださいに当たってのご注意 \*\*\*

- ◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、構成比の合計が100.00%とならない事があります。

### 表紙の写真 「那覇大綱挽」

那覇大綱挽は琉球王朝時代の那覇四町綱の伝統を引き継ぐ沖縄最大の伝統文化催事です。1935（昭和10）年を最後に途絶えていましたが、1971年に市制50周年記念事業として復活し、1995年ギネスブックによって「世界一のわら綱」と認定されました。那覇大綱挽は今や世界一の綱挽として、那覇市民・県民の誇りとなり、沖縄の観光振興に大きく貢献している伝統行事として定着しています。

（写真提供：那覇市）

### 保証月報

平成 31 年 1 月発行

発行 沖縄県信用保証協会

# 業務概況推移

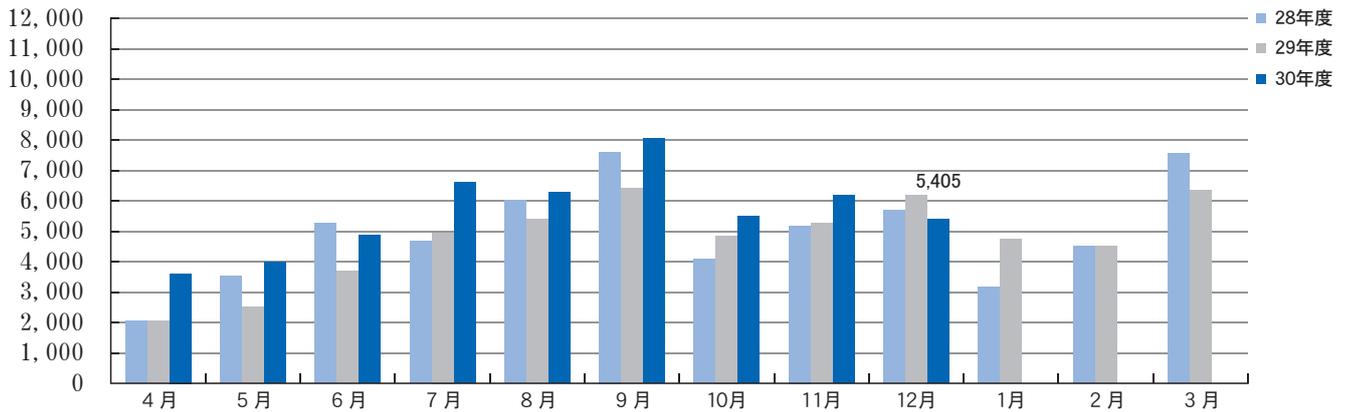
(平成30年12月)

(単位：千円、%)

項目	当 月 中				当 期 中			
	件数	金 額	前 年 比		件数	金 額	前 年 比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	367	5,775,480	103.4	89.9	3,042	53,303,835	128.9	120.8
保 証 承 諾	344	5,404,900	100.6	87.6	2,868	49,957,742	127.4	121.0
保 証 債 務 残 高					10,887	119,693,181	103.2	104.1
代 位 弁 済(元利)	16	170,146	69.6	50.3	152	1,330,397	78.8	66.5

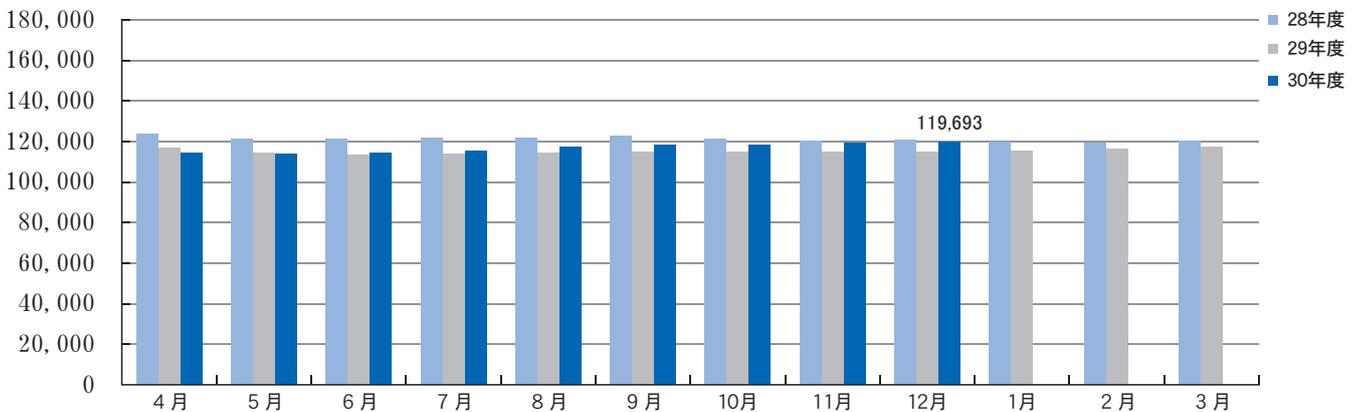
## 保 証 承 諾

(単位：百万円)



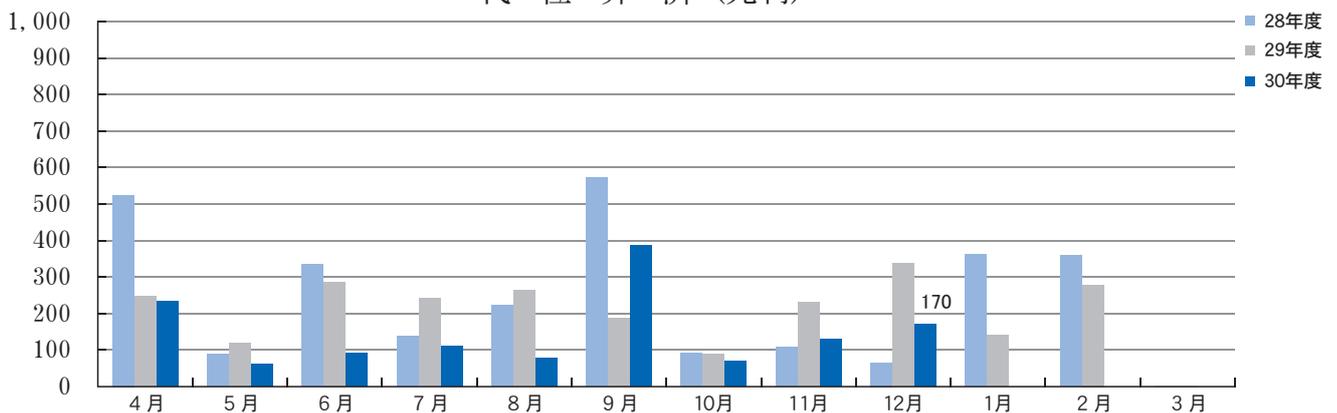
## 保 証 債 務 残 高

(単位：百万円)



## 代 位 弁 済 (元利)

(単位：百万円)



# 保証状況

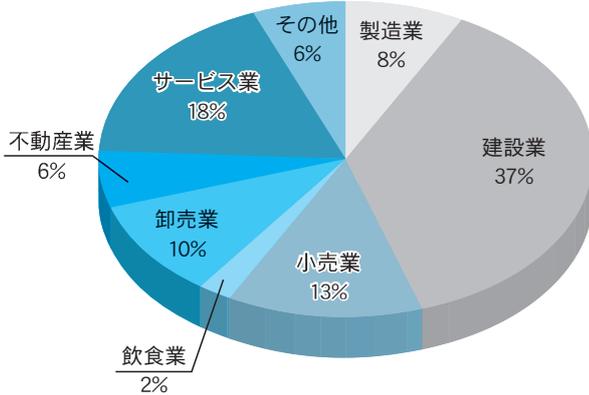
(平成30年12月)

(1)業種別

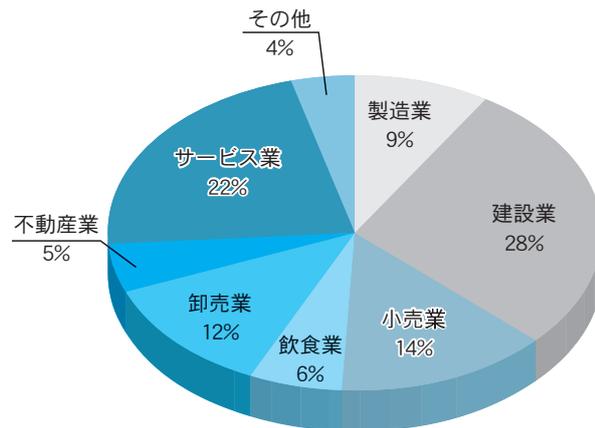
(単位：千円、%)

	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	425,260	95.3	3,032,800	124.7	10,499,091	98.4	9,792	25.4	198,140	84.7
建設業	1,985,610	73.2	19,268,576	114.3	33,335,189	100.4	28,776	475.3	152,022	63.9
小売業	719,900	107.7	5,010,777	129.6	16,349,304	104.5	3,207	19.4	186,983	54.2
飲食業	103,460	57.5	2,366,100	132.4	7,686,890	103.6	15,219	37.4	172,561	63.5
卸売業	533,620	101.0	5,096,970	108.6	14,203,309	96.8	82,497	161.6	235,093	60.7
不動産業	341,500	181.2	4,061,878	167.2	5,869,574	132.7	0	0.0	4,420	2.6
サービス業	967,250	83.5	9,464,931	120.1	27,086,963	110.2	23,490	156.1	334,618	100.1
その他	328,300	115.0	1,655,710	124.6	4,662,861	107.3	7,164	0.0	46,560	241.2
合計	5,404,900	87.6	49,957,742	121.0	119,693,181	104.1	170,146	50.3	1,330,397	66.5

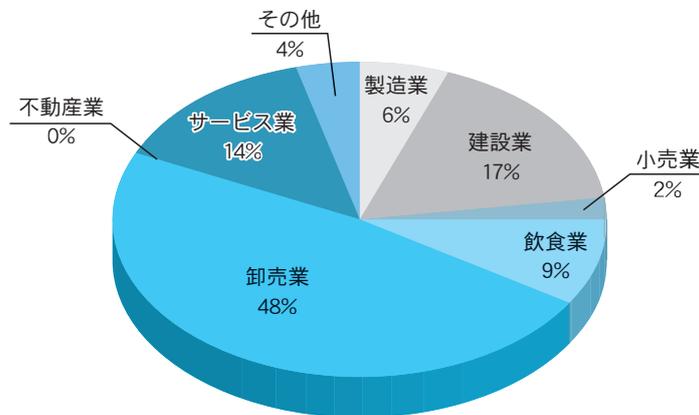
業種別保証承諾 (当月中)



業種別保証債務残高



業種別代位弁済 (当月中)



## (2)市町村別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	84	1,436,280	771	14,137,713	132.8	28.3	3,030	33,354,540	107.4	27.9	48	477,570	79.4	35.9
宜野湾市	29	288,290	155	2,166,696	110.5	4.3	692	6,686,978	95.9	5.6	22	188,393	79.6	14.2
石垣市	16	204,000	142	2,231,590	120.9	4.5	509	5,270,388	99.4	4.4	6	52,112	152.3	3.9
浦添市	26	405,160	271	5,757,120	102.4	11.5	998	12,546,335	96.2	10.5	14	71,566	17.8	5.4
名護市	17	216,100	108	1,977,297	113.8	4.0	343	3,795,122	101.0	3.2	8	134,433	407.0	10.1
糸満市	7	163,300	100	1,760,797	108.5	3.5	385	4,196,342	97.2	3.5	3	21,051	64.7	1.6
沖繩市	22	375,000	231	4,351,813	141.3	8.7	887	10,083,607	108.9	8.4	12	118,126	80.1	8.9
豊見城市	15	218,100	127	1,638,920	85.7	3.3	497	5,388,907	103.2	4.5	4	24,040	77.8	1.8
うるま市	20	226,150	184	2,617,980	124.7	5.2	719	7,241,329	102.5	6.0	9	42,097	35.6	3.2
宮古島市	11	183,000	117	1,811,900	98.0	3.6	380	4,124,309	117.5	3.4	1	4,035	5.1	0.3
南城市	4	74,000	72	1,095,276	173.3	2.2	206	2,291,227	108.5	1.9	0	0	0.0	0.0
国頭郡 国頭村	0	0	3	57,500	328.6	0.1	20	128,176	125.1	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 大宜味村	2	23,000	15	238,500	91.3	0.5	37	442,094	99.9	0.4	0	0	0.0	0.0
国頭郡 東村	0	0	0	0	0.0	0.0	5	20,113	78.7	0.0	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	5	64,100	16	451,010	300.7	0.9	58	978,186	226.8	0.8	0	0	0.0	0.0
国頭郡 本部町	7	133,000	39	570,500	154.3	1.1	133	1,329,581	112.4	1.1	2	11,875	207.5	0.9
国頭郡 恩納村	5	103,500	20	317,700	122.2	0.6	84	869,537	93.6	0.7	3	58,193	0.0	4.4
国頭郡 宜野座村	3	56,000	13	166,800	124.7	0.3	44	319,820	83.7	0.3	1	5,651	0.0	0.4
国頭郡 金武町	2	86,500	25	520,400	120.1	1.0	62	809,309	109.6	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	2	87,500	8	137,600	146.7	0.3	28	304,873	123.6	0.3	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	6	65,800	31	584,100	83.2	1.2	195	1,514,099	90.8	1.3	1	527	0.0	0.0
中頭郡 嘉手納町	1	6,000	11	259,500	150.0	0.5	56	653,834	89.3	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	11	169,000	72	1,337,950	140.4	2.7	280	3,429,893	114.7	2.9	5	35,045	0.0	2.6
中頭郡 北中城村	4	62,300	32	604,200	143.0	1.2	118	1,522,208	111.0	1.3	3	13,763	104.1	1.0
中頭郡 中城村	5	131,500	45	833,950	122.0	1.7	180	2,354,786	110.0	2.0	0	0	0.0	0.0
中頭郡 西原町	11	203,600	85	1,437,550	131.0	2.9	285	2,980,562	96.6	2.5	4	42,180	180.5	3.2
島尻郡 与那原町	4	41,500	31	527,100	114.8	1.1	126	1,348,201	104.0	1.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南風原町	11	169,600	64	1,074,000	109.2	2.1	247	2,730,192	106.0	2.3	4	21,828	210.2	1.6
島尻郡 渡嘉敷村	0	0	0	0	0.0	0.0	10	71,197	84.5	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	1	1,560	3	17,060	30.1	0.0	18	118,432	108.8	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南大東村	3	77,500	6	160,500	416.9	0.3	8	133,932	112.6	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	1	14,000	6	89,000	247.2	0.2	9	88,198	119.1	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	2	12,500	3	22,500	204.5	0.0	5	25,930	597.7	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	2	42,160	27	467,760	120.7	0.9	67	801,599	96.5	0.7	1	749	0.0	0.1
島尻郡 八重瀬町	4	29,900	32	470,460	118.2	0.9	141	1,243,700	101.9	1.0	0	0	0.0	0.0
宮古郡 多良間村	0	0	0	0	0.0	0.0	1	2,550	19.9	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	0	0	2	30,000	37.9	0.1	17	193,324	78.5	0.2	1	7,164	0.0	0.5
八重山郡 与那国町	1	35,000	1	35,000	0.0	0.1	6	294,765	107.8	0.2	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	5,006	63.7	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	344	5,404,900	2,868	49,957,742	121.0	100.0	10,887	119,693,181	104.1	100.0	152	1,330,397	66.5	100.0

## (3)期間別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3 ヶ月以内	9	175,670	120	1,990,724	180.2	4.0	36	624,369	147.6	0.5	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	71	1,108,100	314	5,106,011	91.6	10.2	190	3,093,694	83.8	2.6	2	22,649	42.8	1.7
6ヶ月超1年以内	96	1,766,200	1,046	21,531,790	149.5	43.1	1,160	22,610,194	160.8	18.9	9	119,743	128.2	9.0
1年超2年以内	2	37,700	24	758,100	203.8	1.5	55	1,053,074	79.0	0.9	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	9	23,500	38	245,890	150.5	0.5	114	502,843	75.7	0.4	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	3	22,000	13	82,760	82.0	0.2	62	261,686	84.7	0.2	2	1,777	0.0	0.1
4年超5年以内	21	150,940	208	1,883,148	90.7	3.8	1,137	7,224,741	91.3	6.0	15	48,034	45.7	3.6
5年超7年以内	67	680,720	498	5,787,386	110.8	11.6	2,939	21,112,266	100.5	17.6	61	381,799	90.1	28.7
7年超10年以内	64	1,342,070	580	11,294,805	97.6	22.6	5,055	57,782,526	94.8	48.3	62	718,964	65.3	54.0
10年超	2	98,000	27	1,277,127	183.3	2.6	139	5,427,787	118.5	4.5	1	37,431	16.6	2.8
合 計	344	5,404,900	2,868	49,957,742	121.0	100.0	10,887	119,693,181	104.1	100.0	152	1,330,397	66.5	100.0
平均保証期間		42.07ヵ月		42.07ヵ月										

## (4)金融機関別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
みずほ銀行	1	40,000	11	670,000	92.9	1.3	89	2,707,136	114.4	2.3	1	9,862	71.9	0.7
三菱UFJ銀行	1	8,500	5	136,500	49.7	0.3	55	1,257,545	113.9	1.1	0	0	0.0	0.0
鹿児島銀行	9	81,200	49	670,450	160.5	1.3	83	1,084,234	195.6	0.9	0	0	0.0	0.0
琉球銀行	146	1,818,400	1,180	17,875,731	147.6	35.8	4,048	37,801,720	102.7	31.6	41	294,026	58.3	22.1
沖縄銀行	131	2,599,890	1,032	21,395,250	104.7	42.8	4,035	53,970,984	103.9	45.1	62	637,935	75.1	48.0
沖縄海邦銀行	46	757,150	477	7,594,241	130.9	15.2	2,004	17,918,744	105.7	15.0	36	300,286	69.2	22.6
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,552	72.9	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	9	98,200	104	1,474,670	117.7	3.0	465	3,555,085	103.6	3.0	11	85,679	86.0	6.4
商工組合中央金庫	0	0	8	116,340	50.8	0.2	97	1,322,945	75.4	1.1	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	1	1,560	2	24,560	139.5	0.0	8	59,835	128.0	0.0	1	2,610	11.3	0.2
沖縄県信漁連	0	0	0	0	0.0	0.0	1	8,584	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,815	96.3	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	344	5,404,900	2,868	49,957,742	121.0	100.0	10,887	119,693,181	104.1	100.0	152	1,330,397	66.5	100.0

## (5)資金使途別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	262	4,512,150	2,230	41,504,743	121.6	83.1	7,154	88,487,852	104.5	73.9	86	859,284	75.1	64.6
設 備 資 金	30	288,990	188	2,478,040	133.2	5.0	1,078	9,249,974	104.4	7.7	7	21,574	8.5	1.6
運 転・設 備 資 金	52	603,760	450	5,974,959	113.3	12.0	2,655	21,955,356	102.7	18.3	59	449,539	74.6	33.8
合 計	344	5,404,900	2,868	49,957,742	121.0	100.0	10,887	119,693,181	104.1	100.0	152	1,330,397	66.5	100.0

## (6)保証金額別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	6	5,150	29	26,430	142.4	0.1	140	57,309	101.9	0.0	2	702	0.0	0.1
2,000千円以下	18	31,020	114	201,521	133.9	0.4	548	464,180	102.5	0.4	14	10,362	74.5	0.8
3,000千円以下	31	86,250	191	537,285	126.5	1.1	910	1,321,239	102.9	1.1	9	14,150	42.4	1.1
5,000千円以下	53	240,900	403	1,815,725	132.4	3.6	1,674	4,133,996	107.4	3.5	28	88,308	76.4	6.6
10,000千円以下	66	547,460	686	5,801,333	121.6	11.6	2,667	13,317,321	105.3	11.1	51	299,910	100.9	22.5
15,000千円以下	37	495,020	289	3,891,530	115.3	7.8	1,164	9,704,538	100.3	8.1	13	124,085	101.7	9.3
40,000千円以下	115	2,865,300	928	22,157,717	133.6	44.4	2,774	46,655,299	109.9	39.0	27	474,569	61.9	35.7
50,000千円以下	9	438,800	98	4,710,160	94.6	9.4	379	11,875,377	96.0	9.9	5	176,589	129.7	13.3
60,000千円以下	1	52,000	27	1,536,700	94.3	3.1	152	5,122,873	86.9	4.3	1	46,237	29.2	3.5
70,000千円以下	2	138,000	19	1,268,650	85.7	2.5	105	4,856,504	95.4	4.1	2	95,484	185.2	7.2
80,000千円以下	5	395,000	53	4,217,000	104.5	8.4	270	12,890,091	97.6	10.8	0	0	0.0	0.0
100,000千円以下	0	0	15	1,410,760	225.0	2.8	39	2,545,885	109.3	2.1	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	1	110,000	16	2,382,930	129.3	4.8	65	6,748,568	120.2	5.6	0	0	0.0	0.0
合 計	344	5,404,900	2,868	49,957,742	121.0	100.0	10,887	119,693,181	104.1	100.0	152	1,330,397	66.5	100.0
1件当たり保証金額		15,712		17,419										

## (7)協会保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	65	1,312,950	507	11,991,584	122.0	39.5	1,989	24,496,376	113.1	37.2	45	348,604	61.4	56.3
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	2	15,147	70.1	0.0	0	0	0.0	0.0
小口零細	0	0	0	0	0.0	0.0	8	35,405	78.5	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	19	365,000	240	5,956,500	94.6	19.6	265	6,480,843	94.5	9.8	0	0	0.0	0.0
当座貸越	0	0	5	345,000	363.2	1.1	13	477,628	102.4	0.8	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	0	0	8	46,000	61.3	0.2	20	128,205	71.6	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	15	69,924	94.7	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業特定社債	1	40,000	7	640,000	133.3	2.1	35	2,253,200	149.6	3.4	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	1	40,000	5	353,600	102.3	1.2	6	513,600	101.6	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	2	47,000	94.0	0.2	4	103,972	173.3	0.2	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	0	0	0	0	0.0	0.0	24	150,534	64.7	0.2	0	0	0.0	0.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	1,533	4,725,258	57.8	7.2	7	10,398	6.1	1.7
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	3	16,783	88.6	0.0	0	0	0.0	0.0
借 換	10	188,500	88	2,506,950	101.5	8.3	885	15,620,133	86.7	23.7	15	171,340	49.3	100.0
新 1 0 0 0	2	4,000	7	38,800	131.5	0.1	105	245,637	79.8	0.4	3	9,105	112.1	1.5
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	19	211,121	69.2	0.3	0	0	0.0	0.0
経営力強化	0	0	1	80,000	0.0	0.3	39	1,212,207	87.5	1.8	1	5,581	7.5	0.9
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	38,356	89.0	0.1	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	2	51,707	39.8	0.2	23	1,054,130	91.7	1.6	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	16	79,500	112	653,030	213.3	2.2	220	1,070,510	228.3	1.6	5	24,648	243.7	4.0
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,632	84.3	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	49	655,700	552	7,604,300	1,705.8	25.1	509	6,940,100	2,801.8	10.5	4	49,081	0.0	7.9
経営力向上関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	70,000	0.0	0.1	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連	0	0	1	40,000	0.0	0.1	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,815	96.3	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	163	2,685,650	1,537	30,354,471	147.3	100.0	5,722	65,938,516	106.8	100.1	80	618,758	48.5	172.3

## (8)県融資制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
短期運転資金	39	502,570	267	3,692,130	118.9	29.8	237	2,989,379	127.4	9.7	1	2,529	6.7	0.5
経営振興資金	13	275,850	140	1,797,900	123.5	14.5	552	4,723,050	122.5	15.3	8	83,188	51.5	17.4
組織強化育成資金	0	0	1	11,760	49.0	0.1	14	92,606	78.9	0.3	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	11	50,700	98	581,980	91.4	4.7	436	1,669,345	122.3	5.4	13	43,066	83.8	9.0
創業者支援資金	14	73,460	99	688,520	225.6	5.6	334	1,265,900	169.8	4.1	4	33,166	108.5	6.9
ベンチャー支援資金	2	30,000	8	167,700	409.0	1.4	28	325,952	174.6	1.1	0	0	0.0	0.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	2	142,268	96.3	0.5	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	5	45,060	12	128,110	100.8	1.0	82	454,081	119.4	1.5	0	0	0.0	0.0
中小企業再生支援資金	3	178,000	27	997,370	145.8	8.1	110	3,655,490	128.7	11.8	2	50,457	65.9	10.5
雇用創出促進資金	0	0	12	221,800	154.5	1.8	80	907,875	119.0	2.9	2	36,942	334.9	7.7
オキナワ型産業振興	0	0	1	50,000	0.0	0.4	3	61,602	326.0	0.2	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	18	102,730	96	562,430	190.3	4.5	430	1,382,918	119.0	4.5	7	28,204	75.3	5.9
新事業分野進出資金	0	0	12	167,186	165.9	1.3	40	424,831	161.3	1.4	0	0	0.0	0.0
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	4	3,557	27.2	0.0	0	0	0.0	0.0
円滑化借換	13	281,220	190	3,322,355	83.6	26.8	1,045	12,753,407	108.6	41.3	19	200,912	84.4	42.0
【総合計】	118	1,539,590	963	12,389,241	113.7	100.0	3,397	30,852,261	118.9	100.0	56	478,464	72.3	100.0

## (9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
那覇市小口	1	7,500	6	30,000	200.0	49.5	49	93,258	98.9	38.4	1	1,650	111.7	48.9
宜野湾市小口	1	4,600	3	8,550	0.0	14.1	14	34,097	79.6	14.1	0	0	0.0	0.0
石垣市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	4	13,465	255.5	5.6	1	1,723	0.0	51.1
浦添市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	3,720	44.2	1.5	0	0	0.0	0.0
名護市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸満市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄市小口	1	8,000	3	22,000	213.0	36.3	32	87,865	101.4	36.2	0	0	0.0	0.0
宮古島市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	9,380	144.6	3.9	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	785	65.1	0.3	0	0	0.0	0.0
総合計	3	20,100	12	60,550	199.6	100.0	108	242,569	98.9	100.0	2	3,373	83.8	100.0

## (10)提携保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
順風満帆	31	482,160	187	3,262,380	82.6	45.6	691	7,401,290	77.8	32.7	4	69,577	274.7	30.3
速マル	0	0	0	0	0.0	0.0	2	860	17.1	0.0	1	502	29.8	0.2
クイックマン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,455	98.8	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	19	523,500	118	3,257,500	62.9	45.5	690	12,801,645	86.5	56.5	7	153,284	583.6	66.7
即銭力7	9	43,900	40	238,100	67.1	3.3	176	799,053	88.4	3.5	2	6,440	0.0	2.8
沖銀TKC会員税理士	1	110,000	6	313,500	174.2	4.4	56	1,417,532	99.1	6.3	0	0	0.0	0.0
ベストパートナーII	0	0	5	82,000	99.4	1.1	43	232,521	67.8	1.0	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	2,480	23.6	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	60	1,159,560	356	7,153,480	73.4	100.0	1,660	22,659,835	83.9	100.0	14	229,803	388.5	100.0

# 中小企業相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、従来の創業・金融・経営相談等に加え、平成30年4月から「金融機関紹介」に関するご相談もお受けすることと致しましたので、お気軽にご利用下さい。

## ①金融機関紹介に関するご相談

ご相談の上、沖縄県信用保証協会から金融機関をご紹介致します。

## ②相談内容

- これから創業される方（創業相談）
- 金融機関から借入をお考えの方（金融相談）
- 経営の問題や課題を解決したい方（経営相談）



※紹介した金融機関における、融資を確約をするものではありません。  
※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合があります。

## 金融機関紹介に関する相談窓口

【相談時間】 9：00～17：00（但し、平日のみ）

【相談窓口】 那覇市前島3丁目1番20号

当保証協会ビル3階 経営支援部 経営支援課

## 【問い合わせ先】

経営支援部 創業支援課 TEL098-863-5303

経営支援課 TEL098-863-5310

業務部 保証第一・二課 TEL098-863-5300

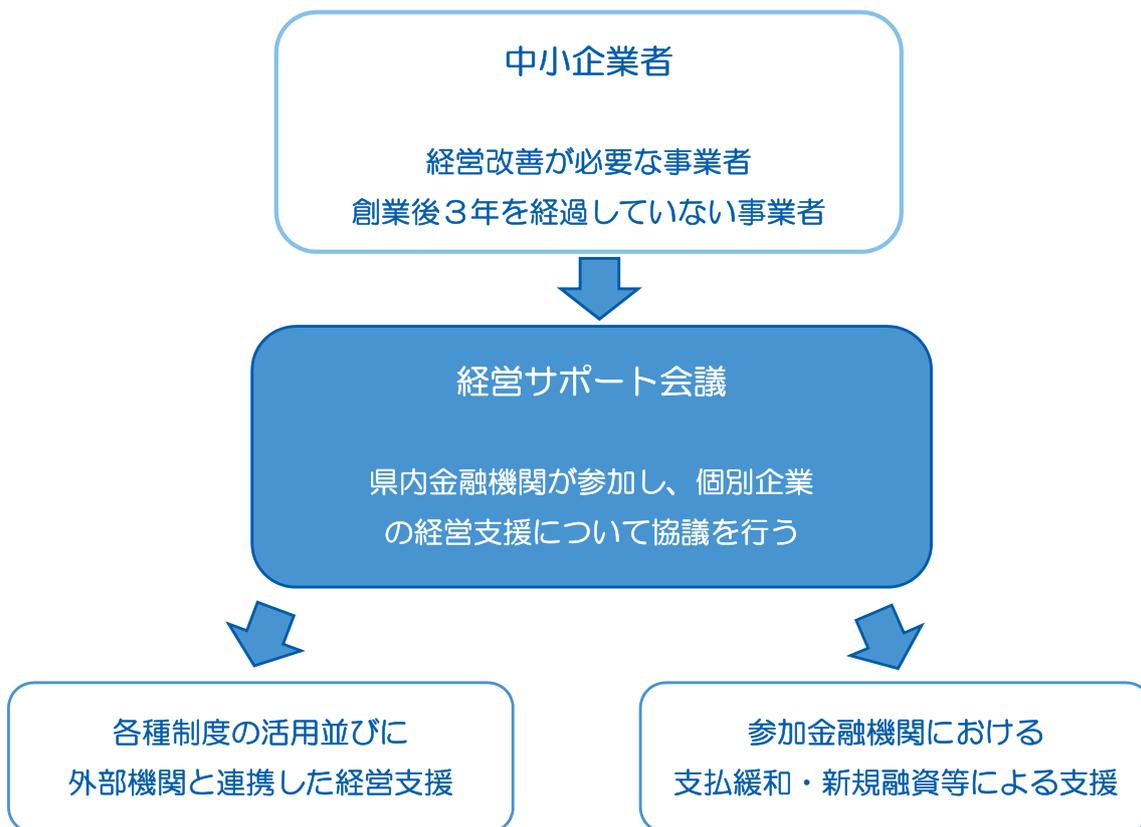
## 経営サポート会議を開催します

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」の中小企業支援の一環として「おきなわ経営サポート会議」を中小企業の皆様のご要望により開催しております。

### 【会議の目的】

関係金融機関が一堂に会すことにより、スピーディーで効果的な経営支援を行うことを目的としています。

### 【経営サポート会議の流れ】



お問合せ先

おきなわ経営サポート会議事務局  
経営支援課 TEL：098-863-5310

## 「住宅宿泊事業（民泊事業）」に係る保証取り扱いについて

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されたことに伴い「住宅宿泊事業（民泊事業）」の保証取り扱いについて一部変更がありましたので、お知らせします。

### ・許認可（届出）

これまで住宅宿泊事業であっても旅館業法に基づく許可が必要でしたが、今後は住宅宿泊事業では住宅宿泊事業法に基づく都道府県知事（保健所を設置する市、特別区の長）への届出の確認が必要になります。

### ・許認可（届出）の確認方法

以下①～④のいずれの方法でも可

① 当該所在地に赴き標識（住宅宿泊事業法第13条に規定に基づくもの）を確認し、届出番号、届出年月日を保証依頼書等に記載し信用保証協会に提出する。

※住宅宿泊事業法の標識は3種類あります。

ア. 住宅居住型（第4号様式）

イ. 住宅不在型（第5号様式）

ウ. 住宅不在型（第6号様式）

② 当該所在地に赴き標識を写真撮影し、画像データ又はそれをプリントアウトしたものを信用保証協会に提出する。

③ 当該事業の届出を受理した自治体より、申請人に送付された当該事業に係る届出番号、届出年月日が記載された書面の写しを信用保証協会に提出する。

④ 当該事業の届出を受理した自治体に、電話等での問い合わせやホームページの閲覧により当該事業に係る届出番号、届出年月日を確認する。

### ・対象資金

#### (1) 住宅宿泊事業のみ行う場合

##### ①家主居住型の場合



2 F（住宅 → 民泊に使用）

1 F（住宅）

**設備資金**

- ・ 2 F 部分 … 所要資金×年間営業日数 (※) / 365 (以下「営業日数相当額」という。)を限度として対象
- ・ 1 F 部分 … 対象外 (住宅部分に係る資金のため)
- ・ 共用部分及び 2 F 部分の改造等に伴う 1 F 部分の改造等  
… 営業日数相当額を限度として対象

**運転資金** … 全額対象

②家主不在型の場合



2 F (住宅 → 民泊に使用)

1 F (住宅 → 民泊に使用)

**設備資金** … 営業日数相当額を限度として対象

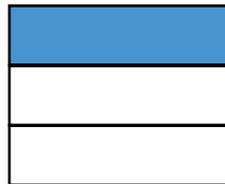
**運転資金** … 全額対象

※住宅宿泊事業法第2条第3項に定める年間提供日数の上限である180日(条例において当該日数が制限されている場合にあつては、その上限日数)。

(2) 特定事業に係る事業用不動産を使用して住宅宿泊事業を営む場合

①特定事業が「貸家業」でアパート等の一部を住宅宿泊事業に使用する場合

②特定事業の福利厚生施設(社宅・寮・保養所等)の一部を住宅宿泊事業に使用する場合



3 F (賃貸 → 民泊に使用)

2 F (賃貸)

1 F (賃貸)

設備資金、運転資金共に全額対象

③店舗併用住宅のうち住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合



3 F (住宅 → 民泊に使用)

2 F (住宅)

1 F (店舗)

**設備資金**

- ・ 3 F 部分 … 営業日数相当額を限度として対象
- ・ 2 F 部分 … 対象外
- ・ 1 F 部分 … 全額対象
- ・ 共用部分並びに 1 F 部分の改造等に伴う 2 F 及び 3 F 部分の改造等  
… 全額対象

**運転資金** … 全額対象

(注) アパート 1 棟のうち居住のために使用している一室を住宅宿泊事業に使用する場合は、「③店舗併用住宅」として取り扱う。

## 沖縄県信用保証協会 個別相談会のご案内

この度、沖縄県信用保証協会による個別相談会を実施します。沖縄県北部地区において事業を行っている中小企業者及び金融機関等を対象とし、各種保証制度に関するご質問や信用保証協会の行っている金融支援など当協会職員が相談を承ります。

日時	平成31年2月14日(木) 10時30分~12時 13時30分~16時00分
場所	名護市産業支援センター 2F 小会議室 住所：沖縄県名護市大中1-19-24
対象	沖縄県北部地区にて事業を行っている中小企業者及び取扱金融機関等
申込方法	下記申込書に必要事項を記入の上FAXにてお申込下さい ※事前相談予約制 申込締切日：平成31年2月12日(火)
お問い合わせ先	沖縄県信用保証協会 業務部 保証第二課 担当：具志堅、津波 TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320

## 個別相談会 申込書

FAX098-868-7320 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第二課 行  
相談者 本人 金融機関 <いずれかの□に「シ」印を付けて下さい>

※ご本人(代表者含む)、金融機関以外からのご相談は出来ませんので宜しくお願いします

※相談者が金融機関職員の場合、金融機関名等も記入して下さい 尚、代表者の「個人情報の提供に関する同意書」、または「個人情報の取扱いに関する同意書」(いずれも協会様式)もご持参ください

金融機関名	銀行・信用金庫		支店(相談者)
事業所名	(設立年月日)	年	月 日
代表者名	(生年月日)	年	月 日
所在地	(〒 - )		
連絡先	TEL: ( )	FAX: ( )	
相談内容			

希望時間(下記の希望する時間の□に「シ」印を付けてください)

相談希望時間	<input type="checkbox"/> ①10:30~	<input type="checkbox"/> ②11:00~	<input type="checkbox"/> ③11:30~
	<input type="checkbox"/> ④13:30~	<input type="checkbox"/> ⑤14:00~	<input type="checkbox"/> ⑥14:30~
	<input type="checkbox"/> ⑦15:00~	<input type="checkbox"/> ⑧15:30~	<input type="checkbox"/> ⑨いつでも

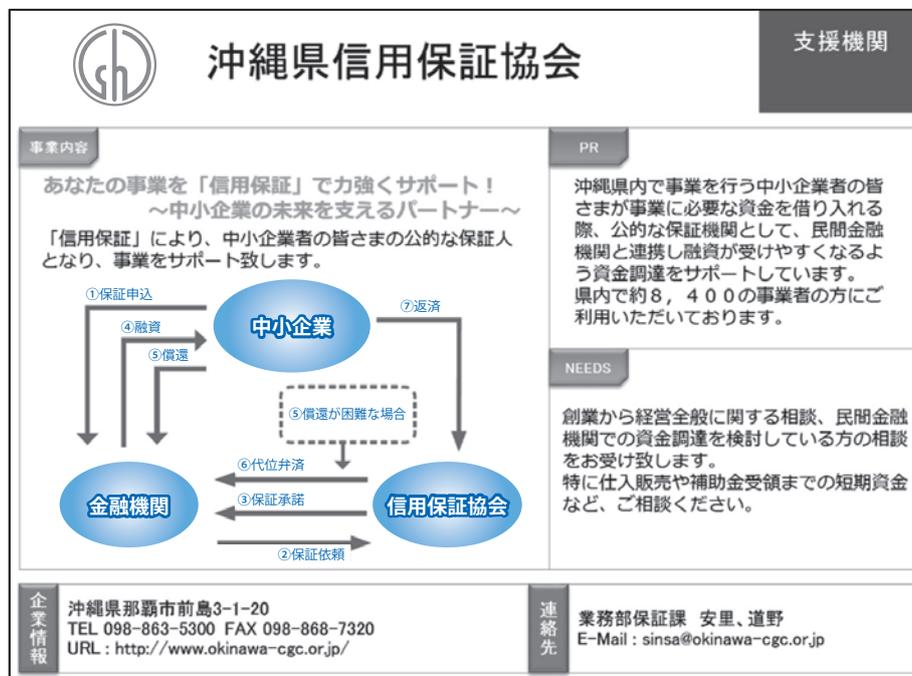
※申込多数の場合、時間を調整させていただく場合があります

## 第9回 オキナワベンチャーマーケット

### 万国津梁大異業種交流会

平成30年12月11日（火）～12日（水）に開催された「第9回オキナワベンチャーマーケット 万国津梁大異業種交流会」に出展しました。

当日は、当協会内部の中小企業診断士が保証協会の業務説明や創業から経営全般に関する相談、民間金融機関での資金調達を検討している方に対する相談を行いました。



～当日の風景～



## 事業主の皆さまへ 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。詳しい内容は、厚生労働省より働き方改革関連法のポイントを記載したリーフレット（「働き方」が変わります！！）をご参照下さい。

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



## 相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律

<b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 
<b>都道府県労働局</b> 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

<b>働き方改革推進支援センター</b>	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a> 
<b>産業保健総合支援センター</b>	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</a> 
<b>よろず支援拠点</b>	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a> 
<b>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</b>	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a> ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cin.or.jp/ccilist">https://www5.cin.or.jp/ccilist</a> ▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a>   
<b>ハローワーク</b>	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 
<b>医療勤務環境改善支援センター</b>	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ <a href="https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/">https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/</a> 

その他

その他の相談窓口	
----------	--

## 沖縄県信用保証協会の新たな取り組みについて

平成30年4月から沖縄県信用保証協会は新たな保証制度に取り組みます。

### 中小企業・小規模事業者等の様々な場面に合わせた保証取り組み



中小企業者等がライフステージの様々な場面で必要となる資金需要にきめ細かく対応するために創業や事業承継等に係る保証制度の拡充、創設を行います。

### 全国規模の経済危機等への備え



リーマンショックや東日本大震災等のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速な対応が可能な責任共有対象外の危機関連保証制度を創設します。

### 保証協会と金融機関の連携を通じた 中小企業・小規模事業者等の経営改善・生産性向上



信用保証協会は金融機関と連携して中小企業者等への経営支援を強化するなど、中小企業者等の経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めます。

具体的な保証制度は次ページへ



## 沖縄県信用保証協会の新たな取り組みについて

改正・創設される主な保証制度

	創業関連保証	小口零細企業保証	危機関連保証	経営安定関連保証 (5号認定分)
対象者	①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者）②創業後5年未満の者③中小企業者等であって、新たに会社を設立（分社化）する者等	小規模事業者	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者等	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等のうち、市区町村長の認定を受けた者等
保証限度額	2,000万円	2,000万円	2億8000万円 (別枠)	2億8000万円 (別枠)
保証期間	10年以内 (据置期間1年以内含む)	協会所定	10年以内	協会所定
責任共有	対象外	対象外	対象外	対象
保証料率	0.65%以下	0.50%~2.20%	0.8%以下	0.75%以下

	特定経営承継関連保証	事業承継サポート保証	自主廃業支援保証
対象者	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者等の代表者個人	(新設) 持株会社 持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済み議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等一定の要件を満たす中小企業者等
保証限度額	2億8000万円	2億8000万円	3000万円
保証期間	運転10年以内 (据置期間1年以内) 設備15年以内 (据置期間1年以内)	15年以内 (据置期間2年以内)	1年以内 (終期は解散予定日より前)
責任共有	対象	対象	対象
保証料率	0.45%~1.90%	1.15%	0.45%~1.90%

※信用保証協会、金融機関等による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

TEL. 098-863-5300 FAX. 098-868-7320 E-mail [sinsa@okinawa-cgc.or.jp](mailto:sinsa@okinawa-cgc.or.jp)

経営支援部

TEL. 098-863-5310 FAX. 098-863-5316 E-mail [keieishien@okinawa-cgc.or.jp](mailto:keieishien@okinawa-cgc.or.jp)

## 「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

### 1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

#### イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

信用保証協会では、下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資\*について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。 ※既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。

② 直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。

また、その他の経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

## 2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当信用保証協会までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

T E L .098-863-5300 F A X .098-868-7320 E-mail [sinsa@okinawa-cgc.or.jp](mailto:sinsa@okinawa-cgc.or.jp)

沖縄県信用保証協会 経営支援部

T E L .098-863-5310 F A X .098-868-5316 E-mail [keieishien@okinawa-cgc.or.jp](mailto:keieishien@okinawa-cgc.or.jp)

沖縄県信用保証協会 管理部

T E L .098-863-5301 F A X .098-863-5307 E-mail [kanri@okinawa-cgc.or.jp](mailto:kanri@okinawa-cgc.or.jp)

# 沖縄県信用保証協会 組織体制

平成30年4月1日

組 織 体 制						
		主な業務	担当地域	TEL	FAX	
本 所	役員付審議役	内部監査等		098-863-5302	098-863-6805	
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室		保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871	
北部連絡所			名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020	
宮古連絡所			宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314	
八重山連絡所			石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429	



本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】 総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805  
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809

【管理部】 代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307  
管理課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307

【経営支援部】 経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316  
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316

【業務部】 保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308  
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320  
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091  
北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009  
宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206  
八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>